

平成28年第2回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成28年5月9日（月曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からご指示がありましたので議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時00分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成28年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は4件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成28年第2回臨時町議会招集の挨拶を受けることになっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長、清井農業委員長および仁木選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が4件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、6番、余湖龍三君、7番、川村進君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第2回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

議案の説明の前に二つほどお話をさせていただきたいと思います。

昨日は大変な強い風にあおられて被害等を心配していたところでございますけれども、ただいま農協を中心にしながら被害状況を調査しているところでございます。聞くところによりますとシャッター等がかなり壊れているところの報告があるようですけれども、ハウス等については、全体的なことについては、まだ調査中ということでご理解をいただきたいと思います。なお今回は、いつも農協と町とが一緒になって状況を調査していくところですが、たまたま今日は国の林野庁の会計検査が「わくわく園」の関係で入っておりますので、農協にお願いをしているところでございます。

次に、2点目でございますけれども、先般の開基120年の開拓の集いにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ご存じのとおり既に4月から開基120年事業がスタートしているところでございます。先般も4月2日、3日と認定こども園「わくわく園」の町内の開放をさせていただいて見学者を募ったところでございますけれども、2日間で441名の方が「わくわく園」の見学に訪れて、いろんな感激やご意見をいただきながらオープンの口火を切ったところでございます。さらにまた4月23日には日本ハムの少年野球教室が開催されて本町のKL野球少年団ならびに訓子府中学校の野球部等が教室に参加しながら二人の元選手の方からご指導をいただいたところでございます。順

調に開基120年事業がスタートを切ったところでございます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、地方税法の改正に伴いまして、町税条例の一部を改正する条例を提案させていただきます。

次に、専決処分が3件ございまして、1件目は、温泉保養センター清掃管理業務に係る予算補正の専決処分、2件目は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正によりまして、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する専決処分、3件目は、地方税法施行規則等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する専決処分、これら3件の専決処分につきまして承認を求めるものでございます。

以上、提案させていただいている4件の議案の詳細につきましては、副町長または担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第38号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の10ページになります。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、平成28年度の事業であります温泉保養センター清掃管理に係る業務委託でございまして、4月1日から開始する必要があること、また当初、町内の4社による入札を3月24日に実施したというところでございますけれども、その入札を2回行った結果、いずれも不落でありまして、予定価格と最低入札価格に大きく差があるということがございまして、入札そのものが不調になったという案件でございます。その後ですね、積算内容の見直しを行いまして、再入札を行うために予算の補正の専決処分をしたというような内容でございます。

それでは、右側のページ、11ページの専決処分書により、専決処分を行った「平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）」の内容について説明したいと思います。

まず第1条で、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ302万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ47億8,672万4千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきまして、これにつきましては、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、内容については、13ページの事項別明細書の中で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、13ページ、横の表をご覧いただきたいと思いますが、まず下の方の歳出のところですが、3款の民生費、1項、3目の温泉保養センター費の事業区分でいきますと、右側、温泉保養センター管理運営事業では、この事業につきましては、先ほど言いましたように4月1日から業務を開始する必要があるということで、再入札を行うために不足する委託料302万4千円を追加したという内容でございます。

次に、上の表の歳入になりますけれども、これは17款、1項、1目の財政調整基金繰入金ですが、これは今回の補正のための財源調整をするというもので、歳出同額の302万4千円を計上しているものでございます。

これによりまして、別に配布しております資料1です。平成28年度財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の表になりますけれども、備考欄の上から2段目になりますけれども、これは今回の補正に伴う金額302万4千円が記載されているところでございます。それを加えまして、年度末の一般会計保有見込額は、一番右側の下から4行目になります39億8,775万3千円となるものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今のこの件に関して若干質問をしたいと思いますが、この件につきましては、全員協議会でしたか、前段説明もいただいておりますので、中身についてはおおむね理解しているところでありますけれども、一つはやはり今後に向けてのあり方というか、そういった点でどのように、今回のこの点を捉えながら、どういう取り組みをしていくか、対応をしていくかということが求められてくるのかなというふうに考えているところです。一つ質問なんですが、再度この300万円強の追加補正になった中身について、要因をもう一度説明をいただきたいということとあわせて、3月24日に、そのことが元で不落になったということなのですが、そこに関わりがあるんですが、いわゆる不落になった今回の要因も含めて明らかにしていただきたいなということとあわせて、この辺についての、これは長期契約というかたちで長年これをやってきている中身になっていきますので、積算の時点、あるいはチェックというか、果たして中身が本当に妥当だったのかという、そういうチェックがどこまで行き届いていたのかなというところが一つやはり懸念されます。

それともう一つ、なかなか難しいかもしれませんが、それにあわせて、先ほど言いましたけれども、今後に向けて、やはりこのようなことというのは、町民の信頼という問題も含めて、公契約でありますから、公の契約としてやらなければいけない事業でありますので、そこら辺の信頼を得るといっても含めて、どういうふうな対応を考えているのか、大きくこの2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま工藤議員の方からご質問がありました。まず1

点目の追加補正の要因に関しましては、先ほど副町長の説明の中にもございましたけれども、当初予算を組みまして3月24日に入札を執行したんですけれども、入札の結果、不落になったと。その要因をひも解きますと、積算の価格が合わなかったという部分での、その入札を再度執行しなければいけないということから補正をするという部分でございます。具体的な中身に関しましては、今回、不落後ですね、内容を確認した結果、福利厚生費等が含まれていなかったと。含まれていなかったというか、その部分が加味されていなかったという部分が大きな要因、不落となった大きな要因という部分になるかと思いません。それから長期契約の積算のチェックの関係でございますけれども、今回のこの温泉保養センターの委託に関しましては、ご承知のとおり長年携わっていただいた業者さんがございますけれども、そちらの方から毎年予算の査定前に見積もりをいただきまして、それを町の方の予算の根拠ということにさせていただいております。中身のチェックという部分に関しましては、見積もりをいただいておりますので、それを妥当ということで、うちの方は長年判断をさせていただきながら、入札、委託契約等をさせていただいております。今回その業者さんの方から今回からの入札に関しては他の業務が忙しくなるということで入札には参加しないという意思表示もございましたので、その業者さんを除きまして4社での入札をしたという部分でございます。

それから今後に向けての対応等でございますけれども、今回、中身を再度積算しますと、先ほど申し上げたように従業員の方の福利厚生部分が若干抜けていたという部分もございますし、今回からこの302万4千円の補正の中で、福利厚生、それから雇用保険、諸経費等をみまして、再度積算をしておりますので、今後については、長期契約でございますが、次の更新については、それも含めながら、当然同じような積算体系をとりながら進めたいと思っておりますし、それから北海道の最低賃金の関係もございまして、当初は最低賃金ということで積算してございましたが、今回、再度積算をし直した段階では、当然、最低賃金につきましては、今後上がる可能性も十分もってございます。今年の最低賃金でございまして来年になりますとそれ以上また何十円とか上がる可能性も出てきますので、それを加味して、うちの方では最低賃金を、今は764円でございますけれども、787円ということで若干上げさせていただきながら今回積算をして、来年、再来年、最低賃金が下回らないように対応したいということで、そういう積算もさせていただきながら今後対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。今、福利厚生の話がありまして、雇用保険と厚生年金ですか、それに老後の65歳以上になると、これ年金は非常に安くなる恐れがある。そして年金だけではなくて、退職金制度の取り入れをしてもらわなかったら、福利厚生という段階ではちょっと的が外れるのではないかと思うんですけども、今後のやり方を検討するという段階に、この退職金制度をどう考えているのか。それと今回、あなたの方も調べているだろうけれども、給料日が今まで10日だったものが15日に変更されたという、そうすると11日にローンを組んでいた人たちというのは、ローンの組み直しとか、いろいろな弊害が起きる。そして今日よく見ていたら、月に一度掃除をしていたのが、今、臨

時の収入として上がっていたものが、固定給として、今度は最低賃金法によって、時給になって金額がものすごく落ちたということを言っています。だからよく調べてみて。本来は私の考えでは、こういう仕事は町職員がやらなければならない仕事を委託というかたちをとっている。そうであれば町職員の今の待遇に寄り添って、より町職員の待遇に近づけなければならないのがあなたたちの仕事だ。私はそう思っている。はっきり言わせてもらって、この退職金制度を取り入れるか、取り入れないか、今どんなようになっているかは、今後の老後の収入、低所得というものにつながる可能性があるから、これを十分検討してもらいたいと思うけれども、どうだろうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず、退職金制度の関係につきましてはですね、ちょっと私も詳しくはないんですけども、基本的には、町は管理を委託してございますので、委託を請負った会社と雇用される本人、従業員の方との雇用契約が当然結ばれていると思いますので、その中で会社側として、どのような対応をとっているのかという部分になるかと思っておりますので、町の方として退職金制度に加入しなさいとか、退職金制度をどうしなさいというような部分に関しては、ちょっと町が指導する範囲からは離れているのかなというふうには考えてございます。それから町職員が行うべきことなので当然町職員と同じ待遇に近づけるようなことが必要ではないかというようなご質問がございましたけれども、当然、委託でございまして、職員ができないということはちょっとあれかもしれませんが、委託をして民間の会社の育成というのも当然ございまして、そのような中でやっている委託ということもございまして、必ずしも町の職員に近づけるのが一番いいのかどうかは、私自身はちょっと判断に迷う部分がありますけれども、委託ということでございまして、あくまでも委託の会社と雇用される方との、いろんな労使の交渉というお話ということになりますし、それに町が介入できる部分、それからできない部分というのも当然ございまして、その辺はご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。今の続きです。大体が委託されるという根本をあなたは知っているのか。経費節減のために委託されるという感覚、これはね、はっきり言うけれども、安くあげたいと、安けりゃ安いほどいいという感覚で進める、そういうものではない。中小企業退職金制度というのは、各町村が取り入れているところはある。であるからして、町職員により近くするためには、退職金制度というのは、これはものすごく大切なことなんだよ。それで今いわれている老人貧困、老人なにになんていうものの元になる要素はこういうところに就いている、仕事をしている人たちにもね、当てはめてもらったら困るんです。だからよく考えて、中小企業退職金共済制度とか、そういうものをよく調べて、それらにきちんと加入してもらおう。そうして予算化する。それは町職員の仕事だよ。一番大切なことだよ。よく考えて、そして早急に進めて来年の4月といわず、今年の9月からでもいいよ、そういう制度を取り入れなきゃ駄目だよ。補正の組み直しがあってもいいじゃないかと思うけど、どうだい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 川村議員がおっしゃるとおりというか、当然私としても今、お話を聞きまして、当然だというのはわかってございます。今後につきましては、うちとしてもですね、請負った業者さんの方に確認はさせていただいて、どのような雇用体系をしているのか、その部分については、うちが委託側としてもですね、川村議員のおっしゃるようになっておくべき部分だとは思いますが、そちらの方もちょっと委託先と再度お話を、お話というか内容の確認はさせていただきたいというふうに思っています。ただ、あと中小企業の退職金制度についてもですね、ちょっと私の方も詳しくわからない部分もございますので、それもちょうと私は私なりに調べさせていただきながら、どういう状態なのかということも含めながら、ちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。ただいまの関連なんですけど、毎年、産業建設常任委員会で所管事務調査をしていく中で、温泉保養センターの委託料としては大体毎年815万円なにかの説明があって、今までその中身については説明がなかったんですけど、この中に清掃管理業務の委託料が入っているのかなと思っておりますが、その委託料、温泉保養センターの委託料の内訳について、今、前年度でもよろしいですので教えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 委託料の内容でございますけれども、28年度のまず予算の段階でのお話からさせていただきたいと思っておりますけれども、28年度の予算編成におきましては、委託料としましては、人件費になります。清掃管理の部分での人件費ということで、4人雇用するというのを基本としまして、そのうち、ちょっと細かく分かれるんですけども、8時30分から12時までの勤務の方、それから12時から夜の閉園後ですね、22時30分までの業務の方というようなことで分けまして、それでそれぞれの日数を算出しまして、人件費として計算をしております。ただ4人おりますけれども、1人ということにはなりませんので、シフトしながら、ダブリながらということに実際にはなっているかと思うんですけども、その中で単価としましては、最低賃金の764円で計算をしております。通常勤務の方につきましては3.5時間、8時30分から12時までの3.5時間で310日分、それから午後からの管理業務ですね、12時から22時30分までの部分、その方については、10.5時間という、時間が長くなりますけれども、10.5時間で310日分、通常の、午前中の部分は3人、それから午後からの部分については2人ということで計上させていただきながら積算をしております。ずっとそういう内容で積算をしておりますが、この度の補正によりまして、新たにですね、まず基本賃金の見直しの部分、これが764円から先ほどちょっと説明したように今後の最低賃金の上昇も考えまして787円に変えてございます。それから雇用保険料の部分、これにつきましては、従業員の方の雇用保険料、労災保険料分ということで9万8千円、それから社会保険料ですね、健康保険料、それから年金保険料、従業員の4名の分で114万9千円、それから月1回の休日特別清掃というのを行っていただいております。これは月1回ですけども、その清掃の部分としまして3万7千円を今回追加させていただ

た中で再度積算をさせていただいて入札に臨んだということでございます。基本的には今までについては最低賃金掛ける必要日数分と、人数の日数分ということで、ずっと積算をさせていただいていたということでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。最後です。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。これ今の説明だと時給を764円と言っているけれども、700円ではなかったかな、この4月まで。それがこの入札になって64円上がったと、それから今、さっき言ったけれども、3万7千円というものを頭割りで計算して払われていたものを時給に直されたから、ものすごく下がったと言って、そうするとこの計算上でいくと、3万7千円ではなくて、2万円いくらにしかないし、ちょっと遠藤課長が説明するのは、金額が違うんじゃないかい。700円じゃなかったかな。そして、それが64円上がって764円になって、今度787円になったと。3万7千円というところの内訳がどうも違うんじゃないか。これが時給になっているから、少し金額が下がっているんじゃないか、これもよく調べて説明してください。これ違うと思うよ金額が。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まずちょっと、うちの方で積算している最低賃金なんですけども、平成27年10月8日から変更になっていまして、それが764円、要するに去年の10月から764円。今、川村議員がおっしゃる時給700円じゃなかったのかという分については、実際に従業員の方が委託先からもらっている、もらっているというか支給されています時給というのは、それがいくらかというのは、ちょっと町の方では把握しておりませんが、うちの方の積算としては764円、それを先ほど来、説明していますとおり今回の補正に関しましては、当然、最低賃金というのが上がっていきますので、来年764円とは限りませんので、それも加味しまして787円と23円ほど時給をアップさせていただいた中で積算をさせていただきますので、その辺のちょっと差が出ているのかなと思います。それから、特別清掃の部分ですけれども、これに関しても、うちは月1回の清掃で人数分で追加してございますので、それが時給で割りますと、日給で割りますとどの程度かというのはちょっと、それもまた委託の会社さんの方のお話になるかと思いますが、その辺はちょっと把握はしてございませんけれども、一応、時給に関しましては、うちがお話している時給については北海道で決めています時給ということでの話でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） ちょっと今、川村議員のお話を聞いていますと、要するに手取りが減ったというような状況、特別清掃も普通の賃金の部分も、最低賃金を割っているのではないかと。多分ですね、これ川村議員の方で何か手続きがあつて調べてもらえればいいんですけども、今回補正したのは福利厚生費、社会保険料とかそういうやつをまとめて福利厚生費とって、今回補正して発注したというところですから、今まではそれが無いということは、きっと例えば、保険料は国民健康保険だったと思うんですよ。ということは個人で払わなければならないから、給料から引かれていないという状況。だから単純にその金額があつているかどうかは別にして最低賃金に近いとか、そういうような状況だ

と思うので、今回は社会保険料が少なくても、雇用保険料ですかね、事業主負担半分に本人負担半分というのが出てきますので、その部分が引かれるようになれば、差し引きすればそっちの方が得なんですけれども、手取りとしては下がる可能性はあるんですよね。だからもらっているお金の単価に合わせたのが最低賃金じゃなくて、収入といってもらって社会保険料の本人負担分を引っぱった、税金も引っぱるでしょうけれども、残りを最低賃金と比較したら駄目なんですよね。だから詳しくはわからないけれども、その分をもう一回確認をしていただけるものであればしてもらって、そこのからくりとかね、仕組みというのはしてもらわないと、うちの方の積算では単純に最低賃金を割らないような状況、そして、これから3年間の長期継続契約になるので、今は764円かもしれないけども、来年なんぼになるかはわかりませんが、うちでは787円に組んでいるということは、再来年なんぼになるかわからない、だから今までもそうだったんですが、3年間の2年分のところを1年目からちょっと上げて払っているという、だから今、金額を決める大きな変動がない限り3年間同じ金額でいくものだから、若干、今と比較すると賃金的には高く積算して入札にかけているという状況ですから、現実にももらっているのはちょっと違うかなと私は思っていますけれども、そういうのが多分あると思います。社会保険料が引かれているという部分が。そのことの差ではないかなというふうに思っていますので、ちょっと調べていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ちょっと止めてください。休憩にします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。今までさまざまなご説明をいただいた中で感じたことを、これはお願いというんですか、したいと思います。それは今回3月の予算からこれだけ補正をせざるを得なかったという状況をまずちょっともう一度考えていただきたいなと思います。この内容についてはなんら反対するものではありませんが、予算の積算の中でもう一度この辺をきちんと捉えて予算化してほしかったなと思います。それと今ここで約40%近い増額の補正ですが、今さまざまなご意見があった、この件に関して、委託しているから後はあずかり知らないということではなくて、今回こういう経過で増額になりましたし、これが福利厚生の方に回るということなので、なんらか委託側としても、その経過を見る必要があるのではないかなと思います。

それとこれは3年の契約ですが、これとまた別に今年、塵芥処理事業とスクールバス運行事業も3年契約で更新されたと思いますが、ちょっと離れますが、そういう長期契約の際に、さまざまなことがきちんと考えられていたのか、それと・・・

○議長（上原豊茂君） 河端議員、質疑ですので、疑義を正すという点でよろしくお願います。

○3番（河端芳恵君） すいません、お願いと塵芥処理事業とスクールバス運行事業につ

いては、問題はないのか、それだけ伺います。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。言わんとすることはわかりますけれども、今回の議案の中に含まれていないので、この件については、後日、担当の方から河端議員の方にお答えいただくということで、この辺は確認をしておきたいと思います。

ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第39号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案第39号についてご説明申し上げますので、議案書の14ページをお開き願います。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の15ページの専決処分書のとおりとなっておりますが、前回の定例町議会で議決をいただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第6条、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容について、国からの法規整備の通知により文言の整理のため改正するものでございます。

本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行となっており、条例についてもこの施行日前に公布することが必要であることから、急施を要したため、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、15ページの専決処分書により、改正内容について説明をさせていただきます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、行政不服審査

法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年条例第5号）の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例として改正条文を記載しておりますが、簡単に申しますと、この内容につきましては大きく二つの文言整理となっております。

一つ目は、第6条本文中の「前3条」という表現を「第7条から第9条まで」という表現に替えて整理するもので、意味合いが変わるものではございません。

二つ目は、附則の第3項中の一部の表現を変えて整理するもので、2箇所の字句改正となっておりますが、中身については、現行では「審査の申出」という行為の表現としておりましたが、それをその行為に至った根拠法、すなわち、地方税法の条項を適用させる表現に言い替えることによって、より内容の明確化を図るものであり、規定そのものの意味合いが変わるものではありません。

なお、引用しておりますこの地方税法の条項内容の説明をしますと、第411条第2項は価格の台帳への登録を、第419条第3項は都道府県知事の勧告による価格等の修正を、第420条は賦課額の修正に伴う更正を、また第417条第1項は価格等の錯誤の市町村長による修正を指しております。

最後に附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第39号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、その内容を説明させていただきました。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第40号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第5、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案第40号について、ご説明申し上げますので、議案書の19ページをお開き願います。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の20ページの専決処分書のとおりとなっておりますが、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布され、施行日が本年4月1日とされたところであります。この中で、昨年の地方税法等の一部改正に伴い、昨年6月開催の定例町議会において、町税条例の一部改正の中の附則で、町たばこ税に関する経過措置について議決をいただいておりますが、今回の地方税法施行規則等の一部改正によりまして、紙巻たばこ旧3級品に係る特別税率の段階的廃止の適用を受ける際の申告納付に使用する申告書の様式および在庫分の手持品課税に関する規定をより明確化するために、それぞれ文言の整理をする内容となっております。

本件は、地方税法施行規則等が平成28年4月1日から施行となっており、条例についても、この施行日前に公布することが必要であることから、急施を要したため3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、20ページの専決処分書により、改正内容について説明をさせていただきます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第14号）の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで、改正条文につきましては、ご覧いただいておりますとおり様式の名称など字句の表現を変えることにより、より内容の明確化を図るものでありまして、規定の意味合いが変わるものではありませんので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第40号 町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、その内容を説明させていただきました。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第37号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第6、議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

町民課長。

○町民課長(原口周司君) 議案書の1ページをお開き願います。

議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例(昭和25年条例第8号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、本年3月31日の地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、固定資産税の非課税適用範囲の追加および軽減措置の拡充ならびに国民健康保険税の限度額の引き上げおよび軽減判定所得の変更などを行うため町税条例の一部を改正するものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙として、次のページ、2ページになりますが、町税条例の一部を改正する条例ということで、以下、改正条文を記載しておりますが、9ページの町税条例の一部を改正する条例の概要により改正内容をご説明させていただきます。

それでは、項目1-1、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、条例第56条および項目1-2、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、条例第59条の関連ですが、固定資産の非課税の適用範囲の手続きについて、独立行政法人等の統廃合によりまして、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する一部の特定施設が追加されたものであります。

次に、項目2-1、国民健康保険税の課税額、条例第142条および項目2-2、国民健康保険税の減額、条例第163条第1項の関連ですが、国民健康保険税の限度額の引き上げについて、基礎課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を17万円から19万円に、それぞれ2万円を引き上げるものでございます。このことによりまして、今回は改正がありませんでしたが、介護納付金課税限度額の16万円を含めた総体の限度額が85万円から89万円に4万円の引き上げとなります。

なお、この改正内容で、それぞれ2万円満額が増加する世帯について、平成27年度課税ベースに当てはめると基礎課税限度額では、対象世帯が130世帯、260万円の増

額、後期高齢者支援金等課税限度額では、対象世帯が59世帯、118万円の増額となり、総額で378万円の増額、課税総額に対しては約1.5%の増となっております。

次に、項目3、国民健康保険税の減額、条例第163条第1項第2号と第3号の関連ですが、低所得者の軽減判定所得の算定方法が変更され、世帯の被保険者数と特定同一世帯所属者数に乗じる金額について、5割軽減の基準額が26万円から26万5千円に5千円増額、2割軽減の基準額が47万円から48万円に1万円増額するものです。これによる軽減率は、平等割と均等割に適用となりますが、この改正で軽減のランクが上がる世帯につきましては、平成27年度課税ベースに当てはめると本町では該当世帯がない状況となっております。

次に、項目4、法附則15条第33項第1号の条例で定める割合、条例の附則第10条の2の関連ですが、固定資産税の軽減措置が拡充され、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例に再生可能エネルギー発電設備5設備、太陽光発電・風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電の軽減措置について、他の法令で規定していたものをわがまち特例制度に移行し、適用期間を2年として追加するものでございます。

ちなみに、太陽光発電につきましては、固定価格買取制度、FITといわれていますが、による設備はこの特例措置の対象にはなってございません。

最後に、項目5、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、条例の附則第10条の3第8項の関連ですが、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修の軽減措置の規定内容について、適用期間が2年延長されたことを含めまして申請事務をより明確化するための文言整理となっております。

なお、本町については、この制度が開始した平成20年度からの軽減実績は3件となっております。

次に、2ページに戻っていただきまして、下段の附則でありますけれども、第1条では施行期日の定めであります、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用するものであります。

第2条では7項にわたり固定資産税の経過措置を定めておりますが、改正後の町税条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備5設備および熱損失防止改修工事の軽減措置の規定内容については、平成29年度分の課税から適用するというものであります。

第3条では国民健康保険税の経過措置を定めておりますが、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなっております。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後12時1分